

令和3年7月1日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和3年6月25日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

1	警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要	1
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	2
3	和解の概要	3
4	動産の取得の内容	4

【議案（条例その他 その2）35頁 定県第82号議案】

1 警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

緑警察署の庁舎新築移転に伴い、「警察組織に関する条例」に規定する警察署の位置について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

緑警察署の位置を改正する。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、信号機に関する基準に、スマートフォン等の通信端末機器に対して歩行者用青信号の表示に関する情報を送信する機能を追加することに関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

信号機に関する基準に、歩行者用青信号の表示に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるもの（高度化PICS）が含まれていることを明示する。（第2条関係）

(3) 施行期日

公布の日

3 和解の概要

(1) 目的

県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人

(イ) 和解金額 50万円

(3) 事件の内容

令和2年5月7日、県警察職員による証拠品の所有者への交付時に過失があり、和解の相手方に損害を発生させた。

(4) 訴訟の経過

ア 原告は、本件について、

- ・ 県警察職員による証拠品の所有者への交付時に過失があり、損害が発生した。
- ・ 神奈川県は、国家賠償法第1条第1項に基づき、原告に対し賠償する責任を負う。

などと主張し、神奈川県に対し、110万円の損害賠償を求め、令和2年10月14日、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、令和3年3月25日、横浜地方裁判所から、

- ・ 県警察職員の過失は明らかである。

として、神奈川県が原告に対し和解金50万円を支払う和解案が提示された。

4 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 警察本部ヘリコプターテレビ受信システム 一式
- (2) 契約者名 株式会社東通インターナショナル
代表取締役 伊藤 章
- (3) 契約金額 1億890万円
- (4) 納入期限 令和4年2月28日
- (5) 契約の方法 一般競争入札